

## [05\_04]九州大学大型計算機センター広報表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/1468006>

---

出版情報：九州大学大型計算機センター広報. 5 (4), 1972-09-05. 九州大学大型計算機センター  
バージョン：  
権利関係：

## 九州大学大型計算機センター電子計算機端局設置基準

九州大学大型計算機センター電子計算機端局機器設置基準（昭和44年4月17日施行）の全部を改正する。

第1条 この基準は、九州大学大型計算機センター（以下「センター」という。）の電子計算機の端局（以下「端局」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

第2条 端局は、原則として広島県、山口県および九州の各県にそれぞれ1ヶ所以上設置するよう配慮しなければならない。

2 端局を設置することの出来る機関は、国、公、私立大学、高等専門学校、文部省所轄の研究所とする。

第3条 端局の設置許容数は、通信制御装置等の容量により別に定める。

第4条 センター長は、端局の設置を承認する場合は、センター運営委員会の議を経るものとする。

第5条 端局に、運用責任者を置く。

2 運用責任者は、端局の設置者が選定する。この場合において、端局の設置者は、運用責任者を兼ねることができる。

3 運用責任者は、九州大学大型計算機センターの利用に関する暫定措置を定める規程（昭和44年10月24日施行）第3条に定める利用資格を有しなければならない。

第6条 端局の機器の賃借料、設置に関する経費および回線使用料は、当該端局の負担とする。ただし、センターに予算措置がある場合は、この限りでない。

第7条 この基準に定めるもののほか、端局の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この基準は、昭和47年6月9日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。